

厚岸町選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表は、厚岸町選挙管理委員会事務局で閲覧の方法により行う。

平成29年6月13日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄

